

◎新潟県告示第1300号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年10月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
魚沼市	8者	下島3033番ほか65筆 7.1ha
津南町	5者	大字下船渡甲7719番1ほか62筆 10.3ha
佐渡市	1者	新穂潟上1614番1ほか6筆 1.9ha
合計	14者	136筆 19.3ha

2 申請年月日

平成27年9月30日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。